

事業所用太陽光発電の共同購入事業に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、太陽光発電の普及拡大を図るため、次のとおり事業所用太陽光発電の共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、太陽光発電の普及拡大を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- (1) 甲 事業所用太陽光発電の共同購入事業に関する広報等の支援
- (2) 乙 別紙「事業所用太陽光発電の共同購入事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める太陽光発電の共同購入事業の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（募集要項等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、事業所用太陽光発電の共同購入事業に係る公募型プロポーザル募集要項及び仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（損害賠償等）

第5条 本事業の実施に伴い、乙と設置事業者との間、又は乙と導入希望者との間のトラブルについては、乙が適切に対処し解決しなければならない。

2 本事業の実施に伴う設置事業者と導入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合は、乙が適切に対処し解決しなければならない。

3 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、設置事業者又は導入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第6条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲又は乙がこの協定に違反したとき。
- (2) 甲又は乙が事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(協定の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第8条 協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、事業完了が令和9年3月31日を経過する場合は、乙は、令和9年3月20日までに、事業完了が有効期間を経過する理由を記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けるものとし、当該事業については、本協定に基づき実施するものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年〇月〇日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 〇〇 (住所)
〇〇 (社名)
〇〇 〇〇 (職・氏名)